

とちぎ地域医療支援センター運営委員会設置要綱

(設 置)

第1条 県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う「とちぎ地域医療支援センター」(以下「センター」という。)の運営が、地域の医療関係者の合意のもと、設置の趣旨に沿って効果的に行われるようにするため、「とちぎ地域医療支援センター運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の事項について、必要な連絡・調整を行うことにより、センターの円滑で機動的な運営に努める。

- (1) 医師の地域偏在を解消するに当たっての問題意識や情報等の地域医療関係者間による共有
- (2) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (3) 医師のキャリア形成支援のための有効な方策の検討
- (4) その他、センターの業務に関する重要事項の検討

(組 織)

第3条 運営委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる団体等の代表者等に知事が委嘱又は任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年間とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営委員会に係る庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表)

区分	団体名	備考
医師会等	一般社団法人 栃木県医師会	
	栃木県病院協会	
大学	学校法人自治医科大学（自治医科大学附属病院）	
	学校法人獨協学園（獨協医科大学病院）	
臨床研修病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 栃木県済生会宇都宮病院	左記病院のうち2病院の代表者等に委嘱
	上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	
	日本赤十字社栃木県支部 足利赤十字病院	
	一般財団法人とちぎメディカルセンター とちぎメディカルセンターしもつが	
	佐野厚生農業協同組合連合会 佐野厚生総合病院	
	日本赤十字社栃木県支部 那須赤十字病院	
	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院	
	日本赤十字社栃木県支部 芳賀赤十字病院	
へき地医療拠点病院	日本赤十字社栃木県支部 那須赤十字病院	左記病院のうち2病院の代表者等に委嘱
	日本赤十字社栃木県支部 芳賀赤十字病院	
	上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	
	南那須地区広域行政事務組合 那須南病院	
	佐野市 佐野市民病院	
	公益社団法人地域医療振興協会 日光市民病院	
	学校法人獨協学園 獨協医科大学日光医療センター	
保健所	栃木県保健所長会	